

## 公益財団法人浜松市体育協会事業後援に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公益財団法人浜松市体育協会」名義に係る事業後援依頼の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、後援とは主催者の行う事業の趣旨に賛同し、後援名義の使用を承諾することをいう。

(名義の名称)

第3条 会長が承諾する後援名義は「公益財団法人浜松市体育協会」または「(公財) 浜松市体育協会」とする。

(対象となる事業)

第4条 後援する事業は、その目的及び内容が公益性のあるものとする。ただし、開催地が浜松市外の場合は、浜松市民の多数の参加が見込まれるものに限る。

(承諾の基準)

第5条 後援する事業は、主催者が次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 当協会の加盟団体
  - (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
  - (3) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体
  - (4) 公益財団法人静岡県体育協会の加盟団体
  - (5) 浜松市、浜松市教育委員会の後援を受けている事業を開催する団体
  - (6) その他会長が適当であると認める団体
- 2 後援する事業は、その目的及び内容が次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。
- (1) 政治活動であるもの
  - (2) 宗教活動であるもの
  - (3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするものまたはそのおそれのあるもの
  - (4) 一般市民に参加の機会が与えられていないもの
  - (5) 公序良俗に反するもの
  - (6) 参加者に対して圧迫感を与えるもの
  - (7) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
  - (8) その他会長が必要とする要件を満たさないもの
- 3 前2項に定めるもののほか、後援する事業は、次の各号の要件を満たしているものでなければならない。
- (1) 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること
  - (2) 過去に後援をしたものについては、承諾の条件が遵守されていたものであること

(後援の承諾申請)

第6条 後援を受けようとする主催者は、あらかじめ事業後援依頼書(第1号様式)または同等の事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業の企画書、開催要項または事業目的及び事業計画を示す書類

(2) その他会長が必要と認める書類

3 主催者は、前2項に定める書類を事業開催日の30日前までに提出しなければならない。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。

(承諾の通知)

第7条 会長は、後援を承諾した場合には、後援名義使用許可書(第2号様式)を、承諾しなかった場合には、後援名義使用不許可書(第3号様式)を、主催者に交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第8条 主催者は、後援の承諾を受けた後に事業の中止または事業内容等の変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第9条 主催者は、後援を受けた事業の終了後30日以内に事業開催結果を示す後援事業報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(後援の取り消し)

第10条 会長は、後援の承諾を受けた主催者が、その事業の実施にあたり、第5条に定める要件を具備しなくなったと認めるときまたはその他不適当な行為があると認めるときは、後援名義使用取消通知書(第5号様式)を主催者に交付し、これを取り消すものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業後援の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。